

事務局長 （下脇 一博）

お疲れ様です。

今月の総会につきましては、当初、12月25日に開催することといたしておりましたが、事務局内において、インフルエンザ感染症が拡大したことにより、会長と協議の上、緊急に日程を変更させていただきました。資料等に関しましても、書類の差替え等を行いませんので、日程を「令和6年12月25日（水）」から「令和6年12月27日（金）」に変更くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日は、馬見新委員、中野委員が所要のため、欠席の連絡をいただいております。

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第18回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、5番 白濱 和利 委員、6番 牛堀 佐喜子 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第18回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第3、諸報告であります。11月27日に筒田公民館において、筒田地区の農業者等、19名を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』が開催され、話し合いが行われました。

次に、11月29日に折多地区集会施設において、折口・多田地区の農業者や関係機関等を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』に私と〇〇委員を含む24名の関係者が参加し、話し合いが行われました。

次に、12月4日にABCパレスにおいて開催された、北薩地区農業者年金合同地区別会議に、加入推進部長の〇〇委員が出席いたしました。

次に、12月20日に鶴川内地区集会施設において、鶴川内地区の農業者や関係機関等を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』が行われました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題いたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (谷川 侑紀)

諮問第15号につきまして、説明いたします。

今回、変更1件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、関係機関・団体により農業経営改善計画について書面にて審査を行い、12月9日に回答書が出そろい、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は、「株式会社 〇〇〇」です。

変更前は、代表者である「〇〇 〇〇」さんが、令和3年11月に個人で認定を受けており、今回、「株式会社 〇〇〇」として変更認定するものです。

生産方式の合理化に関する事項については、現在、「〇〇 〇〇」さんは「株式会社 〇〇〇」の代表取締役であるが、『今後の経営については、弟や子への継承を考えており、経営が交代となった後は、親戚と一緒に農業部門に就き、注力していきたいと考えている。』となっています。

生産する作物については、ブロッコリーとスイートコーンを中心に、キヌサヤやゴーヤの施設野菜を栽培していく計画となっています。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第 15 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 5、諮問第 16 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

諮問第 16 号 農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、まず始めに議事参与分から説明いたします。

資料の 6 ページ上段を御覧ください。

「〇〇 〇〇」委員耕作分は、協本〇〇番ほか 6 筆で、面積が 3,347 m²であります。

いずれも農地中間管理事業を活用した地域集積協力金の対象農用地となっております。

以上よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

次に議事参与分以外を審議いたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

それでは改めまして、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年2月28日貸付開始分の申請であり、1月9日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地の筆数が193筆、面積223,378㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権の設定等を受ける耕作者は41名であり、認定農業者が13名、地域の中心的な担い手が28名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

なお、本案件の大部分は、今年度、黒之浜・深田・大谷・槁之浦及び黒之上地区で実施予定の農地中間管理事業を活用した地域集積協力金の対象農用地であり、現時点で3,673,600円の交付見込みであることを申し添えます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第 16 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 6、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (平瀬 修治)

それでは、議案第 47 号について御説明いたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。

今回の農地法第 3 条の申請は、売買による所有権移転が 2 件です。

整理番号 1 について、地図は別添資料 1 ページです。

申請地は、鶴川内〇〇番の畑で、面積は 213 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の要望により、農地を譲り受けるものです。

取得後は、果樹栽培をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号 2 について、地図は別添資料 2 ページです。

申請地は、折口〇〇番の田で、面積は 891 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲受人が経営拡大したいことから、農地を譲り受けるものです。

取得後は、土地を埋め立て後に、にんにくを栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

つきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

2 番 樫八重 玲子 委員

委員 (樫八重 玲子)

議案第 47 号に係る調査は、12 月 10 日に、3 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 について、申請人は農作業歴が 25 年あり、果樹栽培される計画であり、適切な管理をしていくもの考えます。

整理番号 2 について、先月の総会でもありましたが、さらに、にんにくの生産拡大をするとのことでした。

いずれの申請人も、労働力、農機具の所有状況など問題ないことから、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

ひとつだけ、確認させてください。

整理番号 2 については、先月からの引き続きの申請となりますが、地目が田から畑に変更となることに伴う用途変更は提出されているでしょうか。

事務局 (平瀬 修治)

現在、提出されていません。

埋立て後に、提出すると確認は致しております。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

他に質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 7、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 48 号について、御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。

それでは、整理番号 1 の案件を御説明いたします。

総会資料は 5 ページ、地図は 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、薩摩川内市に本社があります「株式会社 〇〇〇」です。

申請譲受人は、自己が所有する飲食店「〇〇〇」への送迎用駐車場を設けるため、申請地を譲り受け、隣接する鶴川内〇〇番の原野 1,100 ㎡と一体利用し、整備するため申請されました。

本件は、申請譲受人が令和 2 年 10 月頃に駐車場として利用するため造成し、現在まで使用している状況です。

このことについては、申請譲受人から「〇〇〇」の飲食店営業のための駐車場の整備を急ぐあまり無断転用してしまった。との旨の始末書が提出されています。

申請地の雨水排水ですが、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

3 番 高原 熊夫 委員

委員 (高原 熊夫)

議案第 48 号にかかる調査は、12 月 10 日に、2 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、既に整地され駐車場として利用されていますが、被害防除計画書が添付されており、擁壁を設け、法面保護などの措置をされていることから、周辺への悪影響は確認できませんでした。

よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。
これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。
報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)
調査委員の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第 48 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 8、議案第 49 号 非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明の前に、総会を一時中断し、協議会に移行します。

～ 協 議 会 ～

議長 (田嶋 輝男)
総会を再開します。
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)
議案第 49 号 非農地判断について御説明します。
今月の非農地証明願は 6 件、田 6 筆 3,716 m²、畑 14 筆 5,817 m²、合計 20 筆 9,533 m²です。
現地確認については、12 月 5 日にそれぞれの担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、非農地となっている事を確認しました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内農地が、田4筆 1,218 m²、農用地区域外農地が、畑25筆 34,039 m²、合計29筆 35,257 m²です。

確認につきましては、令和6年12月5日、6日に推進委員3名と事務局で行いました。

いずれも雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9、議案第50号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第50号 令和6年農用地利用集積計画書第12号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和6年12月27日となります。

今回は、所有権移のみの6件であります。

まず、整理番号1の譲受人は、農地所有適格法人の「株式会社 ○○○」で、譲渡人は永田上区の「○○ ○○」さんで、畑1筆 368 m²、山林2筆 1,008 m²の計3筆 1,376 m²を果樹の栽培を目的として、売買による所有権移転となっております。

なお、山林の2筆については、所有権移転後に整地し、果樹を植栽するとのことです。

また、当該案件につきましては、11月総会の議案第46号農用地利用集積計画書第11号の所有権移転に関して、整理番号3番の譲渡人「○○ ○○」さんで提案させていただいた対象農地が全く同じ内容となっておりますが、当該案件が総会で承認いただいた後の11月29日に譲渡人の「○○ ○○」さんが、お亡くなり、所有権移転の手続きが、その時点でストップした関係で、相続人代表として妻の「○○ ○○」さんで、今回改めて提案させていただき、所有権移転の手続きを進めようとするものであります。

次に2番の譲受人は、大谷区で担い手農家の「○○ ○○」さん、譲渡人は黒の浜区の「○○ ○○」さんで、畑1筆 150 m²を露地野菜の耕作を目的として、贈与による所有権移転となっております。

次に、3番から5番の譲受人は、いずれも農地所有適格法人の「○○○ 株式会社」で、3番の譲渡人は、薩摩川内市の「有限会社 ○○○」で、田1筆 7,049 m²、畑2筆 5,659 m²の計3筆 12,708 m²を果樹の栽培を目的とし、売買による所有権移転となっております。

次の4番の譲渡人は、筒田区の「○○ ○○」さんで、畑2筆 894 m²を果樹の栽培を目的とし、売買による所有権移転となっております。

次の5番の譲渡人は、出水市在住の「○○ ○○」さんで、田2筆 1,592 m²、畑4筆 2,183 m²の計6筆 3,775 m²を果樹の栽培を目的とし、売買による所有権移転となっております。

以上、議事参与案件を除く所有権移転5件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

次に、議事参与分審議いたしますので、「〇〇　〇〇」委員は、退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　（川畑　幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料は2ページで、整理番号6番になります。

譲受人は、横手区で認定農業者の「〇〇　〇〇」さん、譲渡人は中村区の「〇〇
〇〇」さんで、田2筆 3,327 m²を水稻の耕作を目的とし、売買による所有権移転と
なっております。

以上、議事参与に係る所有権移転1件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議あ
りませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇　〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

議長 (田嶋 輝男)

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 18 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時 49分

議事録署名日 令和 7 年 1 月 27 日

農 業 委 員 会 会 長 田嶋 輝男

議 事 録 署 名 人 白濱 和利

議 事 録 署 名 人 牛堀 佐喜子

書 記 下脇 一博